平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業) 公募要領

平成30年4月 公益財団法人廃棄物・3R研究財団

公益財団法人廃棄物・3R研究財団(以下「財団」という。)では、環境省から平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業)の交付決定を受け、交付を受けた補助金を財源として、地方公共団体等を対象に、低炭素化に貢献する地域循環圏の構築に向け、各地域の既存リソース(農林水産業を含む産業、技術、人的資源、社会関係資本等)を駆使しつつ資源利用効率の改善・循環システムの効率化等を進める構想の実現可能性調査を実施するとともに、その構想の内容を当該地方公共団体の地球温暖化対策地方公共団体実行計画、一般廃棄物処理計画又は環境基本計画等に位置付ける事業に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施しています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業)交付規程(以下「交付規程」という。)に従って手続等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的に その適正な執行が強く求められており、当然ながら、財団としましても、補助金に係る不 正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付を 受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の 申請を行っていただきますようお願いします。

- 1 応募の申請者が財団に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 財団から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調 査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになります。
- 5 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公益財団法人廃棄物·3R研究財団

目次

1.	補助金の目的と性格··················· 4 P
2.	公募する事業の対象
3.	補助対象事業の選定······7 P
4.	事業内容についての情報提供等協力8 P
5.	応募に当たっての留意事項······9 P
6.	応募の方法······10 P
7.	問い合わせ先······11 P
〇 補	助事業における留意事項等について(採択後の手続き等)12 P
1.	基本的な事項について······12 P
2.	補助事業の実施における留意事項等について12P
F/	S 調査書の記入事項及び提出時期 ・・・・・・・・14 P
1.	単年度事業
2.	翌年度も継続して補助事業を行うことを前提として採択された事業…14 P
〇 継	続事業の審査 ······14 P
• 別詞	長第1 補助対象経費の区分等 ······15 P
• 別ā	長第2 補助対象経費の内容 ······16 P
応募	亭申請書【様式1】17 P
実施	徳計画書【様式2】⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ 18 P
	費內訳書【様式3】
• 平月	戊30年度歳入歳出予算書(見込書)抜粋·······························22 P
別》	系 基本的な二酸化炭素削減量の考え方23 P

1. 補助金の目的と性格

- 本補助金は、地方公共団体等において、低炭素化に貢献する地域循環圏の構築に向け、各地域の既存リソース(農林水産業を含む産業、技術、人的資源、社会関係資本等)を駆使しつつ資源利用効率の改善・循環システムの効率化等を進める構想の実現可能性調査を実施するとともに、その構想の内容を当該地方公共団体の地球温暖化対策地方公共団体実行計画、一般廃棄物処理計画又は環境基本計画等に位置付ける事業を行うことにより、地球環境の保全及び循環型社会の形成に資することを目的としております。
- 本補助金は、国土交通省との連携事業であり、下水道と連携したバイオマス資源の効率的な資源・エネルギー利用の促進も目的としております。
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。
- 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業)交付要綱(平成30年3月29日付け環循総発第18032911号。以下「交付要綱」という。)及び地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施要領(平成30年3月29日付け環循総発第18032912号。以下「実施要領」という。)の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、財団の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

(詳細は12P「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。)

- 事業開始は、交付決定日以降(交付決定日を含む。)となります。
- 事業完了後、完了実績報告書(交付規程様式10(第11条関係))及び添付資料 としてF/S 調査書の提出が必要です。(詳細は14P参照)
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、財団より改善のための指導を行うとともに、 事態の重大なものについては交付決定の解除や、それに伴う補助金の返還を命ずること もあります。

2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、(1)の基本的要件に適合する(2)の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・予算措置・経費内訳等が明確な根拠に基づき 示されていること。
- ウ 本事業について、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)を受けていないこと。

(2) 対象事業の要件

ア補助金の交付の対象とする補助事業は、以下に示す事業とします。

低炭素化に貢献する地域循環圏の構築に向け、各地域の既存リソース(農林水産業を含む産業、技術、人的資源、社会関係資本等)を駆使しつつ資源利用効率の改善・循環システムの効率化等を進める構想の実現可能性調査を実施するとともに、その構想の内容を当該地方公共団体の地球温暖化対策地方公共団体実行計画、一般廃棄物処理計画又は環境基本計画等に位置付ける事業

イ 補助金の交付の対象とする補助事業は、以下に記載する要件を満たすものとします。

地域で資源の循環的利用と低炭素化の両方を実現化する高度な地域循環圏を形成する事業の事業化に向けた実現可能性調査 (F/S) を行う事業であり、以下の全ての要件を満たすものを対象とする。

- a 循環型社会形成推進基本法の基本原則、循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月)及び当該地域における一般廃棄物処理計画又は都道府県廃棄物処理計画に沿うものであること。
- b 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、 費用対効果の観点から効率性の高い事業であること。

ウ補助事業者

補助金の応募申請をできる者は、次に掲げる者とします。 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

エ 共同実施

他の事業者と共同で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画する全ての事業者が「ウ」の「補助事業者」に該当することが必要となります。(民間事業者は共同事業者にはなり得ないのでご注意ください。)また、補助事業に参画する全ての事業者のうちの1事業者が本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる

代表の事業者(以下「代表事業者」という。)とし、他の事業者を共同事業者とします。

また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助金の交付額

補助率:1分の1(上限2,000万円)

カ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とし、交付決定日から平成31年2月末とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を複数年度とした応募をすることができます。この場合、採択されても翌年度以降の補助金の交付を確約するものではありません。また補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

なお、複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、継続年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付していただく場合があります。

3. 補助対象事業の選定

(1) 一般公募を行い、選定します。

書面審査及び必要に応じてヒアリングを実施します。対象事業の基本的要件に適合 しない提案、または提出された応募書類に不備がある場合は、受理できません。

(2) 応募者より提出された応募書類を基に、以下の項目等について審査委員会による審査を行い、環境省から交付を受けた補助金の範囲内において補助金の採否を決定(内示)します。審査にあたり、必要に応じて資料の追加提出を求める場合があります。

【想定される審査の項目】

- ・公募要領2. (2) に定める各要件を満たしているか
- ・実現可能性調査の対象となる「構想」の持つ社会的意義
 - 低炭素化及び資源生産性向上への貢献度(自然共生の推進にも資する内容である場合はその点も評価)
 - 地域の経済・社会への貢献度
- ・実現可能性調査の対象となる「構想」の実現可能性(現実離れした構想になっていないか)
- ・調査内容の妥当性(構想を実現に近づけるための必要かつ着実な調査内容となっているか)
- ・ 先行性・試行性 (他の地域にとっても価値のある新たな知見を生み出す調査内容となっているか)
- (3) 採否を問わず、審査結果に対する御意見は対応いたしかねますので、予め御了承ください。

4. 事業内容についての情報提供等の協力

本事業の実施内容・成果については、地域の資源循環の高度化及び低炭素化の先進的なモデル形成事業として広く波及効果が期待されることから環境省等への情報提供及び積極的な公表について協力を要請します。

(1) 環境省等への情報提供

採択された事業者は、採択日から平成31年3月末までの間、環境省又は環境省が指定した民間会社等(以下「請負会社」という。)からの要請により、事業の情報提供を行うこと。

(2) ヒアリングへの対応

事業の社会的意義や先行性が特に高いと環境省に認められた事業者は、環境省からの要請により、環境省及び請負会社に対して、環境省の指定する場所(地方環境事務所等を想定)において1回程度のヒアリングに対応すること。

(3) 有識者会議での報告

特に着目すべき先行性等があると認められた事業は、環境省が主催し、地域循環圏・エコタウン関連の有識者が参加する有識者会議にて、環境省からの要請により、事業内容の説明及び進捗状況の報告を行うこと。その場合、説明者の旅費は1事業につき1名分を支給する(開催場所は東京23区を想定)。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2)補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

<補助対象経費>

事業を行うために直接必要な業務費(賃金、共済費・社会保険料、旅費、需用費・ 印刷製本費、役務費・通信運搬費、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)及びそ の他事業の実施に必要な経費で財団が承認した経費

(詳細は、別表第1 補助対象経費の区分等(15P)並びに別表第2 補助対象経費の内容(16P)参照)

<補助対象外経費の一例>

- ア 事業に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- イ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ウ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- エ その他、事業の実施に関連性のない経費等
 - ・官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募・申請等に係る経費等
 - ・本公募要領8 Pで示す環境省等への情報提供(ヒアリングや有識者会議での報告) に係る旅費等

(3) 二酸化炭素の削減量の把握等

補助事業者は、試験的に行った取組及び結果実現が見込まれる事業の二酸化炭素 削減量を算定する必要があります。算定に当たっては、公募要領別添に基づき算出 してください。

また、財団の求めに応じて、これらの情報・根拠等を提供していただくことがあります。

6. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

応募書類のうち、応募申請書【様式1】、実施計画書【様式2】、経費内訳書【様式3】、平成30年度歳入歳出予算書(見込書)抜粋については、財団ホームページよりダウンロードして作成するようお願いします。

- (ア) 応募申請書【様式1】 (17P参照)
- (イ) 実施計画書【様式2】(18 P参照)
- (ウ)経費内訳書【様式3】(21P参照) ※詳細な金額の根拠がわかる書類(見積書又は計算書)等を添付してください。
- (工) 平成30年度歳入歳出予算書(見込書)抜粋(22P参照)

(2) 応募書類の提出方法

(1) の応募書類(紙) と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送により財団へ提出してください(電子メールによる提出は受け付けません。)。

応募書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び応募事業名(地域循環圏・ エコタウン低炭素化促進事業応募書類)を朱書きで明記してください。

なお、応募書類は申請書、実施計画書、経費内訳、実施計画書の資料、経費内訳の 資料、その他資料の順に綴り、インデックスを付けA4判フラットファイルに綴じて ください。(インデックスを付ける紙は別紙として1枚追加してください。)

(3) 提出先

公益財団法人廃棄物·3R研究財団

T130-0026

東京都墨田区両国3-25-5 JEI両国ビル8階

(4) 提出部数

(1) の応募書類(紙)を 3部(正本1部、副本(写し)2部)、 当該書類の電子データを保存した電子媒体(CD-R)1部を提出してください。

(電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。)。

なお、提出いただきました応募書類は返却しませんので、問合せ等に備えて必ず 写しを控えておいてください。

(5) 公募期間

平成30年4月26日(木)~平成30年6月1日(金)17時必着

受付期間以降に財団に到着した書類のうち、遅延が財団の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

7. 問い合わせ先

問い合わせ内容を正確に把握するため、電子メールを極力利用してください。その際、メール件名を「地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業補助金に関する問い合わせ」としてください。

<問い合わせ先>

公益財団法人廃棄物·3R研究財団

〒130-0026 東京都墨田区両国3-25-5 JEI両国ビル8階

担当:足立原、浅野、河村

TEL: 0.3-6.6.5.9-6.0.2.5FAX: 0.3-6.6.5.9-6.0.2.6E-mail: r. koudoka-2@jwrf. or. jp

○ 補助事業における留意事項等について (採択後の手続き等)

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、財団が環境省から交付を受けた補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助事業の実施における留意事項等について

(1) 交付申請

財団から採択する旨の通知を受領した事業者には、補助金の交付申請書(交付規程様式1(第5条関係))を提出していただきます(申請手続等は交付規程を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

財団は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、実施計画等)が整っており、準 備が確実に行われていること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第 2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。)の対 象経費を含まないこと。
- ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 補助事業の開始日等

補助事業者は、財団からの交付決定を受けた後に、補助事業を開始することとなります(なお、諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。)。

補助事業者が補助事業に係る契約の締結にあたり注意していただきたい点は、次のとおりです。

- ア 契約・発注日は、財団の交付決定日以降であること。
- イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争性のある手続き によって相手先を決定して下さい。

(4) 計画変更

補助事業者は、補助事業を執行中に計画の一部等を変更しなければならない事情が 生じた場合には、計画を変更する以前に財団と調整し、必要に応じて交付規程第6条 又は第8条の規定に従い必要な手続きを行って財団の承認を得なければなりません。

(5) 完了実績報告書(交付規程様式第10(第11条関係))

ア 当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を財団あて提出していただきます。 財団は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

イ 完了実績報告書には交付規程に定めた書類を添付する必要があります。

この添付資料のうち、領収書等(当該補助事業の発注先への支払いを証明する書類)については、補助事業者に対して補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金精算払請求書に領収書等を添付して財団に提出してください。

(6) 補助金の支払い

補助事業者は、財団から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、財団から補助金を支払います。

(7)補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(8) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定められていますので参照してください。

OF/S調査書の記入事項及び提出時期

- 1. 単年度事業
 - (1) 記入事項
 - a. 事業の背景
 - b. 構想において目指す姿
 - c. 調査内容(調査項目、検証方法、実施結果、分析及び考察等)
 - d. 事業性評価 (評価方法及び設定条件、評価結果等)
 - e. 環境性評価 (CO2 削減効果の評価等)
 - f. まとめ(成果、事業化の課題と対応策の検討、今後のスケジュール・見通し等)

(2) 提出時期

補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了 した年度の3月10日のいずれか早い日までに財団に提出すること。

2. 翌年度も継続して補助事業を行うことを前提として採択された事業 上記1. の記入事項、提出時期と同じ。ただし、継続年度の実施計画を明記してく ださい。

〇継続事業の審査

2年度目以降も継続して補助事業を実施しようとする場合であって、当初の事業実施計画書(交付申請時)から継続年度の事業実施計画を変更しようとする場合は、今年度の事業実施報告書(交付規程様式第10別紙1)及び継続年度の事業実施計画書(交付規程様式第1別紙1に準じた様式)に基づき、継続の審査を受ける必要があります。(当初計画と変更のない場合は継続の審査を省略します。)

- (1) 継続年度の事業実施計画書の内容を当初の事業実施計画書(交付申請時)から変更しようとする場合は、変更前と変更後の内容が分かるよう記載してください。
- (2) 継続年度の事業実施計画を変更しようとする場合の事業実施計画書の提出時期

平成31年3月29日までに財団に提出すること。

別表第1 補助対象経費の区分等

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
地域循環圏・エコタウン	事業を行うために直接必	財団が必要と認めた額	1分の1
低炭素化促進事業	要な業務費(賃金、共済費・		
	社会保険料、旅費、需要費・		
	印刷製本費、役務費・通信		
	運搬費、委託料、使用料及		
	賃借料及び消耗品費) 及び		
	その他必要な経費で財団		
	が承認した経費(補助対象		
	経費の内容については、別		
	表第2に定めるものとす		
	る。)		

別表第2 補助対象経費の内容

1 費 目	2 細 目	3 内 容
業務費	賃金	事業を行うために直接必要な補助員(アルバイト等)に対する給与をいい、 雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	共済費・社会保険 料	事業を行うために直接必要な補助員 (アルバイト等) に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単 価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	需用費・印刷製本 費	事業を行うために直接必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
	役務費・通信運搬 費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費等をいう。
	委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊 な技能又は資格を必要とする業務委託に要する経費をいう。
	使用料及賃借料	事業を行うために直接必要な会議に係る会場使用料等(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。 ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。
	その他必要な経費	財団が承認した経費をいう。

【様式1】

番 号 平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団 理事長 田中 勝 殿

> 性 所 地方公共団体名 代表者名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業) 広募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

- 1. 実施計画書【様式2】及び別添資料
- 2. 経費内訳書【様式3】及び別添資料
- 3. 平成30年度歳入歳出予算書(見込書)抜粋
- 4. その他参考資料

(担当者欄)

所属部署名:
役職名:
氏名:
氏名:
FAX:
E-mail:

【様式2】

地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施計画書

補助事業名					事業			
地方公共団体名								
	事業実施の代表者							
	J	氏名	事業	役職名			所在地	
	電	話番号	FAX 番号	Е	-mail ア	ドレス		
事業実施の担当者								
于未久//ev//三二日	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)							
	J	氏名 事業者名			名・役職名		備考	
	電	話番号	FAX 番号 E-mail アドレス					
主たる計画対象施設	名称		複数可	j	听在地			
	団体等	の名称	氏名	役職 電話・F		電話・FAX	K∙Email	
共同事業者								
(あれば)								
総事業費	該	当年度	翌年度 (該当者のみ)		合計			事業期間
(千円)								1年or2年
補助金所要額	該	当年度						
(千円)								
Lista List		•	·					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

<事業内容>

○記入上の注意

以下の項目について、簡潔にわかりやすく記入してください。

複数年度にわたる事業を計画している場合は、年度ごとの事業内容が分かるように記入してください。

【事業の背景】

※前提となる現在の状況や課題等について記入してください。

【本事業で実現可能性を調査する構想の内容(目指す姿)】

※可能な限り具体的に示してください。

※当該構想の中で設備導入が想定される場合は、それについても記入してください。

【調査内容】

※調査する項目が複数ある場合は調査項目ごとに記入してください。

※各調査項目において検証する具体的な課題や検証方法等について記入してください。

【事業計画・スケジュール】 ※完了実績報告書が完成するまでの計画を記入してください。 ※複数年度計画の場合は、計画完了年度まで記入してください。
【構想の内容を位置づけることを想定している計画等】 ※地球温暖化対策地方公共団体実行計画、一般廃棄物処理計画又は環境基本計画等
/構相が存用」を担人)を抑化されて利用 本芸へ
<構想が実現した場合に期待される効果・意義>
【環境面】 ※エネルギー起源CO2削減効果及び循環型社会の形成推進に資する効果(可能であれば自然共生社会の形成推進に資する効果も)を記入してください。
※削減量の算定に当たっては別添を参照してください。
C O 2削減量 ・・・ t -C02/年
【経済・社会面】 ※構想が実現した場合に期待される経済的・社会的意義を記入してください。
<事業の実施体制>
※2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表事業者と共同事業者の役割分担を明確にしてください。
<関連する事業についての他の助成制度の申請について>
※他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。
〈添付資料〉

事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。	

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

【様式3】 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業に要する経費内訳

(1)総事業費		(2) 寄付金その の収入	の他	(3)差引額(1)-(2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
所要経費	円		円	円	円
	(5) 基準額 (6) 選定額 (4) と (5) を比較 て少ない方の額			(7)補助基本額 (3)と(6)を比較し て少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)の額 (千円未満切り捨 て)
	円		円	円	円
補助対象経	費支出予定額内訳				
経費	で分・費目	金額		積 算	内 訳
í	습 計	円 (うち消費税及び 地方消費税相当額 円)			

注1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注2 消費税の額を明記してください。

平成30年度歳入歳出予算書(見込書)抜粋

(歳 入)	入) (歳 出)				
事項	金 額	事 項	金 額	備考	
(款)支出金		(款)環境保全費			
(項)補助金		(項)環境保全費			
(目)環境保全費補助金		(目)地球環境保全費			
(節)環境保全費		(節)備品工事費			
一般会計		(節)工事請負費			
合 計		合 計			

⁽注)表の事項は例示である。

基本的な二酸化炭素削減量の考え方

- (1) エネルギー対策特別会計において削減効果を計算することの趣旨
- ✓ エネルギー対策特別会計は、内外におけるエネルギー起源二酸化炭素(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。)の排出の抑制(石油代替エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの使用の合理化により行うものに限り、かつ、海外で行う場合にあっては我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。)のためにとられる施策を行うもの。
- ✓ よって、エネルギー対策特別会計を用いた事業については、当該事業の実施によって、石油代替エネルギーの開発・利用、又は省エネルギーが行われ、結果としてエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に繁がるものでなければならない。
- ✓ 言い換えれば、資源循環に資する事業であっても、事業中の代エネ・省エネを通じて、エネルギー 起源二酸化炭素の削減が図られていなければ、事業の目的を達成したとは言えない。
- ✓ したがって、事業全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出量について、事業実施を通じた削減効果 を算出し、かつ、当該効果が代エネ・省エネに依るものであるかの検証が不可欠である。

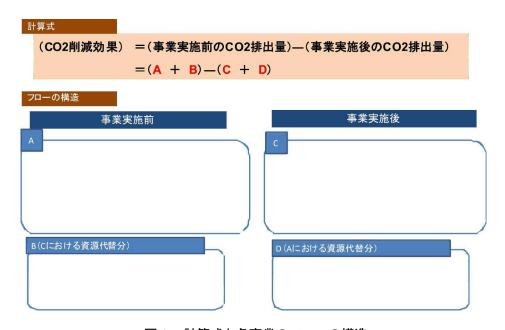


図1 計算式と各事業のフローの構造

(2) 計算式と各事業のフローの構造に関する補足説明

①計算式

- ✓ 代替効果(B及びD)を考慮する。事業実施前に資源代替(エネルギー利用も含む)がなされている 場合、実施前の代替効果(D)も必ず考慮すること。
- ✓ なお、事業実施前後で循環資源の調達に伴う輸送など、大きな変化がないと考えられるプロセス については、その理由を記述の上、便宜的にCO2排出量の変化をゼロとして、実施前後の計算 からそれぞれ省略しても良い。

②バウンダリ

- ✓ リサイクル事業(設備投資部分)のみを評価範囲とすると、リサイクルが促進されることによって CO2排出量が増加するケースがあると考えられる。そこで、リサイクル事業だけではなく、循環資源の調達等を含めた事業全体を評価範囲としてCO2排出量の増減を計算する。
- ✓ 具体的には、循環資源の調達(輸送など)、処理・再資源化プロセス(製造時のエネルギー利用、 処理時の焼却(材料リサイクルでは除く)・排出分、製造過程での消失分など)、再生品の輸送、 および輸送先での利用(燃焼時の排出を含む)、また、再資源化プロセス等で発生する残渣の処分、 再資源化による代替効果までを評価範囲とする。
- ✓ 再生品の利用方法によりCO2排出量の削減効果に影響がある場合、再生品の利用用途を明確に し、評価範囲に加える必要がある。再生品の利用用途が明確ではない場合であっても、今年度の 計算では、再生品の利用用途や品質を、ある程度の根拠を踏まえて示すことが必要である。
- ✓ 事業実施前と事業実施後で、循環資源の調達に伴う輸送、廃プラスチック等の燃焼時のCO2排 出量が変わらないと考えられる場合は、評価範囲(バウンダリ)には含めるものの、そのプロセ スのCO2排出量は相殺すると考えてもよいこととする。

(3) 代替効果の考え方

- ✓ 代替効果は機能等価で評価する。
- ✓ 燃料であれば、燃焼で得られる熱量ベースで代替効果を考えることとする。燃料の品質に関する 安定的なデータが得られない場合には、CO2削減量が小さくなる側(熱量が低い側)で評価する。
- ✓ 食品廃棄物などのバイオマスはカーボン・ニュートラルであることから、その燃焼に伴うCO2 排出量は計上せず、また、バイオマスの燃料化による天然資源由来の燃料の代替効果はそのまま 削減分として計上する。
- ✓ マテリアルリサイクルにおいて機能等価をどのように定義するのかは、少なくとも今年度の計算では、事業者の判断に委ねる。

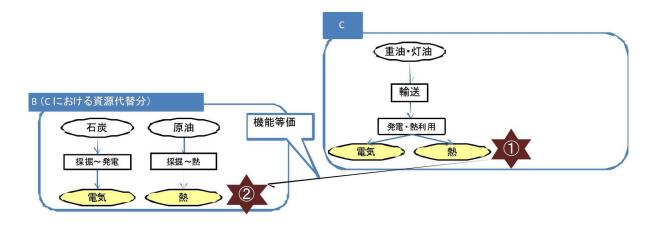


図2 燃料における機能等価の考え方

(4) ベースライン

- ✓ 事業実施前の現状をベースラインとする。ただし、現状のCO2排出量が分からない場合は、文献値や全国平均の値を用いてもよい(使用する文献値や全国平均値の妥当性は考慮すること)。
- ✓ なお、今後の他地域への展開を含めて計算する場合は、単純焼却などの他地域の現状をベースラインとした削減効果も予備的に計算することによって、波及効果も計算することができる。

(5) 実測データの活用と排出原単位について

- ✓ 本FS事業では、再資源化プロセスにおけるエネルギー投入量や製造された再生品の品質等に関するデータは実測したデータを用いる。データの実測が困難な場合には、カタログ値を用いてもよいこととする。なお、設備導入後に期待された効果が出ているのかについての測定・報告・検証(MRV)の方法は、今後の検討課題とする。
- ✓ なお、資源代替効果(B、D)に関する排出原単位は、特に規定しないが、ライフサイクルを考慮 した原単位を使用することが望ましい。なお、計算の中で複数の引用先から排出原単位を採用す る場合には、考え方が同一のものでなければならない。
- ✓ ライフサイクルを考慮した排出原単位としては、CFPプログラムの算定用二次データベース、 LCAソフトウェアMiLCAのデータベース(いずれも産業環境管理協会)、産業連関表による環境負荷原単位データブック(3EID、国立環境研究所)などがある。
- ✓ 系統電力の排出原単位については、環境省が公表している「電気事業者ごとの実排出係数・調整 後排出係数等」の利用を推奨する。ただし、利用先である発電設備の排出原単位が分かる場合(例 えば、利用先の発電設備のエネルギー効率が分かる場合など)には、それを用いる。